

技術基準策定手順書 (水素等規格委員会)

2024年4月17日 承認

2024年7月23日 変更

(適用等)

第1条 本手順書は、高圧ガス保安協会規格委員会規程（以下「規程」という。）第4条に基づき、水素等規格委員会（以下「委員会」という。）における技術基準の作成に係る手順について規定する。

(用語の定義)

第2条 本手順書で使用する用語は、特に定めるものを除き、規程において使用する用語の例によるものとする。

(委員の任命)

第3条 規程第5条第3項の任命は、就任依頼に際し委員予定者の業種分類を明らかにして行うとともに、承諾書受領後に交付する任命状にも当該業種分類を明示しなければならない。

(委員の辞任)

第4条 規程第7条第1項の辞意を表明しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、高圧ガス保安協会会長（以下「会長」という。）にその旨を表明しなければならない。

(1) 様式第1の委員辞任届書の提出

(2) 高圧ガス保安協会技術委員・規格委員専用サイト（以下「専用サイト」という。）の届出機能による次に掲げる事項の届出

イ 辞任理由

ロ 辞任年月日

(業種分類)

第5条 規程第8条第5項の技術基準策定手順書に定める業種分類は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者

(2) 水素等利用ユーザー

(3) 設備・材料製造者

(4) 検査・認証期間

(5) 行政機関

2 規程第8条第2項の変更について報告を行おうとする者は、次の各号のいずれかの方法により、会長にその旨を報告しなければならない。

- (1) 様式第2の所属変更届書の提出
- (2) 専用サイトの届出機能による次に掲げる事項の届出
 - イ 変更理由
 - ロ 変更後の所属先等
- 3 委員会は、様式第3の水素等規格委員会名簿及び様式第4の分科会名簿を作成し、第1項の業種分類を明示しなければならない。

(委員の代理者)

- 第6条** 規程第11条第1項の規定により、代理者を指名した委員は、代理者が規程第10条の責務を負うことに同意することを確認した上で、次の各号に掲げる事項を書面(郵送)、電子メール又は専用サイトの届出機能により事務局に連絡しなければならない。
- (1) 代理者を出席させようとする委員会名
 - (2) 代理者の氏名、所属先、役職及び連絡先

(アドバイザー)

- 第7条** 規程第12条第3項の技術基準策定手順書に定めるアドバイザーの詳細は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) アドバイザーの役割は、委員長の求めに応じ、委員会に出席し技術基準案の審議にかかる特定の議案についての意見を述べること、又は書面により特定の議案に関する意見を委員会に提出することとする。
 - (2) アドバイザーは、決議のための採決に加わることはできない。
 - (3) アドバイザーの任期は、任命の日からその時点における委員会委員の任期終了まで又は第1号の技術基準案の審議が終了するまでの期間とする。

(委員会の開催等)

- 第8条** 規程第13条第1項の委員会の招集は、規程第2条第4項の規定により委員長が互選されるまでの間は会長が招集する。この場合において、規程第13条第2項中「委員長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 2 規程第13条第2項の委員への開催通知及び説明資料の事前送付は、次により行わなければならない。
 - (1) 通知及び送付は郵送、電子メール等の手段による。
 - (2) 委員会の開催通知は、次の事項を記載して通知しなければならない。
 - イ 開催日時及び場所
 - ロ 主要議題及び非公開の場合はその旨
 - (3) 説明資料の事前送付を行う場合は、できるだけ委員会開催日の7日以上前までに行うこと。
 - 3 規程第14条第3項の委員会開催にかかる公表は、様式第5により高圧ガス保安協

会（以下「協会」という。）ウェブサイトにて行い、委員（委員代理者を含む。）以外の者であって委員会に出席することを希望する者（オブザーバー）の登録を委員会開催日の3日（協会の執務が行われない日を除く。）前まで受け付けなければならない。

- 4 規程第14条第7項の委員等倫理心得を理解するよう求めとは、委員会出席者に対し委員等倫理心得を配付することにより行うものとする。

（ワーキンググループ）

第9条 規程第15条第1項のワーキンググループの設置は、以下のとおりとする。

（1）3名以上のワーキンググループ委員をもって組織する。

（2）ワーキンググループ委員は次の者とする。

イ 委員又は分科会委員であって委員長が指名した者

ロ 委員又は分科会委員以外の者のうち、委員長の指名を受け、会長が任命した者

（3）ワーキンググループ委員の中には、前号イに掲げる者が1名以上含まなければならない。

2 規程第15条第2項の技術基準策定手順書に定めるワーキンググループの運営の詳細は次の各号に掲げるものとする。

（1）ワーキンググループには委員長が指名する主査を置き、主査は、ワーキンググループの会務を総理する。

（2）ワーキンググループは主査が招集し、原則として非公開とする。

（3）主査は、ワーキンググループの開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題を原則7日以上前にワーキンググループ委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。

（4）規程第14条第1項の規定は、ワーキンググループの定足数に準用する。この場合において、同項中「委員会」を「ワーキンググループ」と、「委員（委員代理者を含む。）」を「ワーキンググループ委員」と読み替えるものとする。

（5）規程第19条第5項の技術基準策定手順書に定める議事録の承認に係る採決は、出席ワーキンググループ委員全員の賛成により、これを可決の決議とする。

（プロジェクトマネージャー）

第10条 委員長、分科会主査又は解釈専門分科会主査（以下、「委員長等」という。）

は、検討する議案の内容毎に必要な専門的知見を有する委員等を、当該内容に関する原案作成等の作業を中心となって行うプロジェクトマネージャーとして指名することができる。

（分科会委員及び分科会特任委員の任期）

第11条 規程第16条第4項の技術基準策定手順書に定める分科会委員の任期は、任命の日からその時点における規格委員会委員の任期終了までの期間とする。

2 規程第16条第7項の分科会特任委員は、任命の日からその時点における規格委員

会委員の任期終了まで又は担当する特定の議題を含む技術基準案の審議が委員会において終了するまでの期間をその任期とする。

(分科会の運営等)

第12条 規程第16条第12項の技術基準策定手順書に定める分科会の運営に関する事項の詳細は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条の規定は、分科会委員及び分科会特任委員の任命に準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「分科会委員」又は「分科会特任委員」と読み替えるものとする。
- (2) 規程第7条第1項の規定は、分科会委員及び分科会特任委員の辞任に準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「分科会委員」又は「分科会特任委員」と読み替えるものとする。
- (3) 規程第8条第2項の規定は、分科会委員及び分科会特任委員の所属等の変更に準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「分科会委員」又は「分科会特任委員」と読み替えるものとする。
- (4) 規程第11条第1項及び第2項の規定は、分科会委員の代理者に準用する。この場合において、同条第1項中「委員は」とあるのは「分科会委員は」と、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、同条第1項及び第2項中「委員の」とあるのは「分科会委員の」と読み替えるものとする。
- (5) 主査は、分科会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題及び非公開の場合はその旨を原則7日以上前に分科会委員及び分科会特任委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。
- (6) 前号の開催通知及び説明資料の事前送付は、郵送、電子メール等の手段により行わなければならない。
- (7) 規程第14条第1項及び第4項から第7項までの規定は、分科会の会議に準用する。この場合において、同条第1項及び第4項から第6項まで中「委員会」とあるのは「分科会」と、同条第1項及び第4項中「委員（委員代理者を含む。）」とあるのは「分科会委員（分科会委員代理者を含む。）及び分科会特任委員」と、同条第4項及び第7項中「委員長」とあるのは「主査」と読み替えるものとする。
- (8) 分科会の開催に際しては、開催日時及び場所を公衆が容易に知りうる方法で原則7日以上前に公表しなければならない。
- (9) 前号の分科会開催にかかる公表は、様式第5により協会ウェブサイトにて行い、分科会委員（分科会委員代理者を含む。）及び分科会特任委員以外の者であって分科会に出席することを希望する者（オブザーバー）の登録を分科会開催日の3日（協会の執務が行われない日を除く。）前まで受け付けなければならない。
- (10) 分科会委員の代理者は、規程第21条の分科会の決議において、書面投票による採決を行う場合は、これに参加することはできない。

(アソシエート)

第13条 規程第17条第4項の技術基準策定手順書に定めるアソシエートの詳細は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) アソシエートの登録を希望する者は、委員会又は分科会において、その理由を述べなければならない。
- (2) アソシエートは、委員会又は分科会の求めに応じ、資料作成等について協力しなければならない。
- (3) アソシエートの任期は、登録の日からその時点における委員又は分科会委員の任期満了までとする。また、本人の希望によりいつでも登録を解除できる。
- (4) 事務局は、登録された委員会又は分科会の会議開催案内をアソシエートに送付しなければならない。

(解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員の任期)

第14条 規程第18条第4項の技術基準策定手順書に定める解釈専門分科会委員の任期は、任命の日からその時点における委員会委員の任期終了までの期間とする。

- 2 規程第18条第8項の解釈専門分科会特任委員の任期は、任命の日からその時点における委員会委員の任期終了まで又は特定の分野の質疑応答・運用解釈の検討が終了するまでの期間とする。

(解釈専門分科会の運営等)

第15条 規程第18条第15項の技術基準策定手順書に定める解釈専門分科会の運営に関する事項の詳細は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規程第7条第1項の規定は、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員の所属等の変更に準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「解釈専門分科会委員」又は「解釈専門分科会特任委員」と読み替えるものとする。
- (2) 規程第8条第2項の規定は、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員の所属等の変更に準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「解釈専門分科会委員」又は「解釈専門分科会特任委員」と読み替えるものとする。
- (3) 規程第11条第1項及び第2項の規定は、解釈専門分科会委員の代理者に準用する。この場合において、同条第1項中「委員は」とあるのは「解釈専門分科会委員は」と、「委員会」とあるのは「解釈専門分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、同条第1項及び第2項中「委員の」とあるのは「解釈専門分科会委員の」と読み替えるものとする。
- (4) 主査は、解釈専門分科会の開催に当たっては、開催日時及び場所並びに主要議題及び非公開の場合はその旨を原則7日以上前に解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員に連絡するとともに、必要に応じて説明資料を事前に送付する。
- (5) 前号の開催通知及び説明資料の事前送付は、郵送、電子メール等の手段により行わなければならない。

- (6) 規程第14条第1項及び第4項から第7項までの規定は、解釈専門分科会の会議に準用する。この場合において、同条第1項及び第4項から第6項まで中「委員会」とあるのは「解釈専門分科会」と、同条第1項及び第4項中「委員（委員代理者を含む。）」とあるのは「解釈専門分科会委員（解釈専門分科会委員代理者を含む。）及び解釈専門分科会特任委員」と、同条第4項及び第7項中「委員長」とあるのは「主査」と読み替えるものとする。
- (7) 解釈専門分科会の開催に際しては、開催日時及び場所を公衆が容易に知りうる方法で原則7日以上前に公表しなければならない。
- (8) 前号の解釈専門分科会開催にかかる公表は、様式第5により協会ウェブサイトにて行い、解釈専門分科会委員（解釈専門分科会委員代理者を含む。）及び解釈専門分科会特任委員以外の者であって解釈専門分科会に出席することを希望する者（オブザーバー）の登録を解釈専門分科会開催日の3日（協会の執務が行われない日を除く。）前まで受け付けなければならない。
- (9) 解釈専門分科会委員の代理者は、規程第22条の決議に参加することはできない。

（議事録の承認）

第16条 規程第19条第3項の書面による承認に係る採決を行う場合は、書面（郵送）又は電子メールにより行うものとする。

（委員会の書面投票）

第17条 規程第20条第3項の書面投票は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 議案、必要に応じて補足資料及び様式第6の投票用紙を委員に配布（電子メール等による電子媒体でのものを含む。）し、当該投票用紙に委員本人が必要事項を記入したうえでの書面による返信
- (2) 専用サイトの投票システムでの投票

2 前項第1号又は第2号の書面投票結果は、事務局にて保管しなければならない。なお、保管期間は永久とする。

（分科会の書面投票）

第18条 規程第20条第3項（第4号を除く。）の規定は、規程第21条第2項の書面投票に準用する。この場合において、規程第20条第3項第1号、第3号及び第5号中「委員」は「分科会委員及び分科会特任委員」と、同項第6号中「委員会」は「分科会」と読み替えるものとする。

2 書面投票の期間は7日とする。ただし、8日以上15日以内で議案の内容を考慮して分科会で期間を定めた場合はこの限りでない。

3 規程第20条第5項の規定は、規程第21条第2項の会議における採決に準用する。この場合において、規程第20条第5項中「委員」は「分科会委員及び分科会特任委員」

と読み替えるものとする。

(解釈専門分科会の書面投票)

- 第19条** 規程第20条第3項(第4号を除く。)の規定は、規程第22条第1項の書面投票に準用する。この場合において、規程第20条第3項第1号、第3号及び第5号中「委員」は「解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員」と、同項第6号中「委員会」は「解釈専門分科会」と読み替えるものとする。
- 2** 書面投票の期間は7日とする。ただし、8日以上15日以内で議案の内容を考慮して解釈専門分科会で期間を定めた場合はこの限りでない。

(パブリックコメント)

- 第20条** 規程第23条第1項の技術基準策定手順書に定める期間は、1ヶ月とする。ただし、1ヶ月超2ヶ月以内で議案の内容を考慮して委員会で期間を定めた場合はこの限りでない。
- 2** 規程第23条第4項の技術基準策定手順書に定める期間は、15日とする。ただし、16日以上30日以内で議案の内容を考慮して委員会で期間を定めた場合はこの限りでない。
- 3** 規程第23条第5項の技術基準策定手順書に定めるパブリックコメントの実施に関する事項の詳細は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 規格案の公表は、様式第7により協会ウェブサイトで行う。また、高圧ガス誌、メールマガジン等により、パブリックコメントの募集の周知を必要に応じて行わなければならない。
- (2) 規程第23条第2項のパブリックコメントの結果についての文書等による公表は、様式第8により協会ウェブサイトにて行わなければならない。なお、当該公表は、パブリックコメントの結果に係る委員会の決議に関する規程第25条第3項の異議申し立ての期間後に行うこととする。
- (3) パブリックコメントで提出された意見は、事務局にて保管しなければならない。なお、保管期間は永久とする。

(レビュー等)

- 第21条** 規程第24条第1項のテクニカルレビューは、書面投票及びパブリックコメント(書面投票に付された規格案と同一の場合を除く。)に付される規格案及び規格案の検討要旨を、次の各号のいずれかの方法で技術委員に開示することにより受けるものとする。
- (1) 郵送又は電子メールによる送付
- (2) 専用サイトへの掲載
- 2** 前項において、パブリックコメントに付される規格案の開示を行う場合には、書面投票に付された規格案と異なる部分を明らかにして行うものとする。

- 3 テクニカルレビューは、委員会における書面投票の開始からパブリックコメントの終了まで受け付けるものとする。なお、できるだけ書面投票期間に意見が提出されるように配慮しなければならない。
- 4 規程第24条第2項のプロセスレビューは、規程第25条第3項に定める期間を経過した後速やかに、書面投票の結果、パブリックコメントの募集方法及び期間、パブリックコメントへの対応結果、異議申し立てへの対応結果等のプロセスレビューに必要な資料を次の各号のいずれかの方法で技術委員に開示することにより受けるものとする。
 - (1) 郵送又は電子メールによる送付
 - (2) 専用サイトへの掲載
- 5 規程第24条第3項の対応は、委員長、プロジェクトマネージャー又は委員長若しくはプロジェクトマネージャーに当該対応について委任された事務局が行わなければならない。
- 6 前項の対応は書面により取りまとめることとする。なお、プロジェクトマネージャー又は委任された事務局が行う場合は、当該書面について委員長の確認を必要とする。
- 7 事務局は説明を求めた技術委員又は技術委員会に、前項の書面を送付するものとする。
- 8 規程第24条第4項のテクニカルレビューに関する技術委員からの意見の審議は、パブリックコメントの募集期限までに書面により提出されたものについて行うものとする。
- 9 規程第24条第5項のプロセスレビューに関する技術委員からの意見の審議は、第4項の資料を送付又は掲載した日から15日以内に書面により提出されたものについて行うものとする。

(異議申し立て)

第22条 規程第25条第1項の異議申し立てがあった場合、当該異議申し立てのあった決議について公開した日から11日目以降30日以内に委員会の開催等の対応について、異議申し立て者に通知しなければならない。

(規格作成の告知)

第23条 規程第26条の公表は、委員会が制定、改正、確認又は廃止に関する審議を行うことを決定した規格案の名称、該当部分等を公表することにより行う。

2 前項の公表は、協会ウェブサイトにおいて行う。

(事務局の責務)

第24条 規程第27条第2項の委員会の決議事項の公開は、協会ウェブサイトにて行うものとし、委員会資料及び様式第9によるものとする。

2 規程第27条第2項の規定は、分科会及び解釈専門分科会の決議事項の公開に準用

する。なお、この場合において、同項中「委員会」とあるのは「分科会」又は「解釈専門分科会」と読み替えるものとする。

- 3 規程第27条第3項の提案を常時受け付ける体制の整備とは、以下による。
 - (1) 提案者が提案の方法及びその提出先を容易に知ることができるよう、出版物、協会ウェブサイト等で常時公表しておくこと
 - (2) 提案は書面によるものでなければ受け付けしてはならない。また、提案は、提案者、所属先の名称、連絡先が明記されていなければならない。
- 4 規程第27条第4項の提案者からの提案の受け付けは、以下による。
 - (1) 提案には管理番号を付して管理すること
 - (2) 前号の管理番号とともに提案を受け付けた旨を提案者に書面にて連絡すること
 - (3) 提案の原本、提案者への書面による連絡文書等提案者と協会の間で取り交わした文書の写しは、管理番号毎に保管しておくこと。なお、保管期間は永久とする。
- 5 規程第27条第4項の委員会等への提案の付議は、以下により行う。
 - (1) 担当する委員会等の委員長等に、提案の付議について連絡すること
 - (2) 協会は、担当する委員会等の委員長等又は委員等が前項第4号の保管に係る書類を利用できるようにすること
 - (3) 協会は委員長又はプロジェクトマネージャーに、提案にかかる書類一式の写しを送付すること
 - (4) 委員長又はプロジェクトマネージャーは、提案に関する対応についての議案をまとめ次第、協会にその旨連絡すること
 - (5) 協会は前号の連絡を受けたときは、次回の当該委員会等の議事次第にその議案を付すこと
- 6 規程第27条第5項の報告は、以下の事項について行う。
 - (1) 前項の規定による提案の審議を担当する委員会等の名称
 - (2) 前号の委員会等が行った提案に関する審議結果
 - (3) 前2号以外の委員会等の決定

(技術基準案の取扱い)

- 第25条** 委員会、分科会又は解釈専門分科会にて用いる技術基準案(パブリックコメント等において公表されるものを含む。)については、案であることを明確に識別できるように、透かし文字等によりその旨を明示しなければならない。
- 2 協会ウェブサイト上に公開した技術基準案については、当該技術基準を制定、改正又は廃止した時点で協会ウェブサイトから削除するものとする。ただし、委員会又は協会が削除不要と判断した場合はこの限りでない。

(手順書の承認等)

- 第26条** 本手順書の承認、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。
- 2 前項の決議は、規程第20条によらなければならない。

附 則

この手順書は、2024年4月17日から実施する。

様式第1

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 ○○ ○○ 殿

水素等規格委員会委員

氏名 ○○ ○○

委 員 辞 任 届 書

貴協会水素等規格委員会委員を辞任いたしますので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 辞任理由

2. 辞任年月日 年 月 日

備考 分科会委員、分科会特任委員、解釈専門分科会委員及び解釈専門分科会特任委員（以下「分科会委員等」という。）にあつては、水素等規格委員会委員を当該分科会委員等の名称に読み替える。

様式第2

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 ○○ ○○ 殿

水素等規格委員会委員

氏名 ○○ ○○

所 属 変 更 届 書

所属先等が変更となったので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更理由

2. 変更後の所属先等

備考 分科会委員等にあつては、水素等規格委員会委員を当該分科会委員等の名称に読み替える。

水素等規格委員会委員名簿

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

	業種分類	委員名	所属・役職

業種バランス：同一業種の委員の数は委員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(規格委員会規程第 8 条第 1 項)

委員総数：〇〇名 (30 名以内) (規格委員会規程第 2 条第 2 項)

委員総数の 3 分の 1 の数 (小数点以下切り捨て)：〇〇名

〇〇分科会委員名簿

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

	業種分類	委 員 名	所属・役職

分科会業種バランス：同一業種の委員の数は委員総数の2分の1を超えてはならない。
 ：同一組織からの委員（大学の教員等除く。）の数は2名以下
 （規格委員会規程第16条第3項）

委員総数：〇〇名（5名以上）（規格委員会規程第16条第2項）

委員総数の2分の1の数（小数点以下切り捨て）：〇〇名

第 回水素等規格委員会

1. 日 時 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
2. 開催方法
3. 議 題

オブザーバーとして出席を希望される方は、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを必ず明記のうえ、年 月 日 () までに下記連絡先まで、電子メールにてご連絡ください。

登録は先着順で受け付けさせていただき、収容人数を超過した場合には、お断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。(ご登録頂いた情報は、当委員会の運営(連絡等)のため必要な範囲においてのみ使用いたします。)

また、委員会に出席する全ての方(オブザーバーを含む。)には、委員等倫理心得の遵守を求めます。オブザーバーとしてご出席を希望される方は、この点ご留意いただきますようお願いいたします。

お問合せ先：

特別民間法人高圧ガス保安協会 〇〇部門 〇〇グループ 担当者名
TEL: ××-××××-××××
e-mail : ××××

- 備考1 第2項の開催方法には、対面開催やweb開催などを記載すること。なお、協会内の会議室以外で現地開催する場合は、別途地図又は所在地を示す情報を掲載又は添付すること。
- 2 第3項の議題には、非公開の場合にはその旨を記載すること。
 - 3 分科会、解釈専門分科会にあっては、水素等規格委員会を分科会又は解釈専門分科会と読み替える。

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。



投票用紙

委員会名：水素等規格委員会

投票締切日： 年 月 日 ()

投票作成日： 年 月 日

委員氏名： _____

1. 投票議案名

2. 提案資料

3. 回答（1. の投票議案について、「賛成」「コメント付き賛成」「反対」「棄権」又は「投票除外」のいずれかに○を付して下さい。）

賛 成	コメント*付き 賛 成	反 対**	棄 権	投票除外

*コメント付き賛成 又は **意見付き反対の場合の意見

備考 分科会、解釈専門分科会にあつては、水素等規格委員会を分科会又は解釈専門分科会と読み替える。

〇〇〇〇〇に対するパブリックコメント（意見募集）について
— 年 月 日 ～ 年 月 日 —

年 月 日
水素等規格委員会
委員長 〇〇 〇〇

前文・・・・・・・・・・

この度、水素等規格委員会として原案を作成しました。公正、公平、公開の原則の観点から、広く一般の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施することといたします。いただきましたご意見につきましては、水素等規格委員会で審議を行うことといたします。

つきましては、〇〇〇〇〇に対しご意見のある場合には、下記要領に従い、書面（郵送）又は電子メールでご提出下さい。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、お寄せいただいたご意見を整理した上で当方の見解を公表することとしております。このため、お寄せいただいたご意見、氏名及び所属を公表する場合がありますことをご了承下さい。

パブリックコメント実施要領

1. 規格案名

※PDF形式にて添付

2. 規格案検討要旨

3. 意見受付期間

受付開始： 年 月 日（ ）

受付終了： 年 月 日（ ）同日必着

4. 意見記入要領

- ①別添様式に従い、氏名、連絡先（住所、電話番号等）及び所属（会社名、団体名等）を必ず明記して下さい。意見を十分把握させていただくため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入して下さい。
- ②ご意見については、1枚につき一つの意見及び理由を記入して下さい。
- ③ご意見の対象となる規格案の該当箇所を明記して下さい。
- ④電子メール等を利用して提出いただく場合、別添様式に記入していただく必要はありませんが、本要領に準じて必要事項は漏れなく記入して下さい。

5. 関連資料入手先

上記1. の規格案は本ページからPDF形式でダウンロードすることができます。

6. 個人情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会は、パブリックコメントの提出の際に氏名、住所、連絡先等の個人情報を収集します。これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外には使用することはありません。なお、氏名及び所属に関しては、いただいたご意見とともに公表する場合がありますことをご了承下さい。

以上

お問合せ先、意見提出先：

特別民間法人高圧ガス保安協会 ○○部門 ○○グループ 担当者名

TEL: ××-××××-××××

e-mail : ××××

1. 氏 名 _____

2. 連絡先
住 所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

F A X 番号 _____ () _____

E - m a i l _____

3. 所 属 _____

4. 意 見

【該当する規格案名及び箇所】

【意見及びその理由】

〇〇〇〇〇に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

年 月 日
水素等規格委員会
委員長 〇〇 〇〇

前文・・・・・・・・・・

この度、水素等規格委員会が作成を行っている規格案〇〇〇〇〇〇についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、水素等規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：〇〇〇件

2. 対応結果

今回提出いただいたご意見は、水素等規格委員会において審議し、その結果、別添のご意見に対する考え方・対応内容のとおりとなりました。

以上

お問合せ先：

特別民間法人高圧ガス保安協会 〇〇部門 〇〇グループ 担当者名

TEL: ××-××××-××××

e-mail : ××××

別添

年 月 日

〇〇〇〇〇に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考

様式第 9

第 回水素等規格委員会決議事項の確認

決議番号	議案、資料番号及び決議の要件	決議結果

備考 分科会、解釈専門分科会にあつては、水素等規格委員会を分科会又は解釈専門分科会と読み替える。